

高齢期移行助成のお知らせ

令和8年7月～令和9年6月



65歳～69歳の方が、マイナ保険証または資格確認書を使ってお医者さんにかかられたときの保険医療の一部を公費で助成することによって、高齢者の方の健康と福祉の増進を図ることを目的として実施しています。

《対象となる方は》

- ①三木市に住所を有する方
- ②65歳から69歳の方
- ③国保、社保等いずれかの医療保険に加入している方
(後期高齢者医療に加入していない方)
- ④市民税非課税世帯で、本人の年金収入が826,500円以下かつ所得なしで世帯全員が所得なし
- ⑤市民税非課税世帯で、本人の年金収入と他の所得の合計額が826,500円以下かつ要介護2以上の方



※
①～③及び④又は⑤に該当する方は、マイナ保険証または資格確認書等をお持ちの上、保険年金課で手続きをしてください。
※資格情報のお知らせを含む

なお、令和8年1月2日以降に、三木市に転入された方は **令和8年度所得・課税証明書(所得・課税・扶養情報が記載されているもの)**が本人及び同じ世帯のご家族分必要です。

ただし、マイナンバー制度による情報連携を希望される方は同意書を提出してください。同意書を提出していただくと、所得課税証明書の提出を省略できます。(未申告の場合は利用できません。)

また、マイナンバー制度を利用する場合は、個人番号を確認する書類と同意者全ての方の本人確認書類が必要です。

令和9年6月末までに申請がない場合、遡及できかねますのでご注意ください！

《助成する範囲は》

保険診療の対象となる医療費の自己負担額から一部負担金と国公費負担医療制度の助成額を控除した額を助成します。

**★保険者に対し限度額適用認定証の交付申請を行い、それと併せて受診時に原則として
お持ちの全ての証(公費負担医療制度の受給資格が確認できるものと高齢期移行受給者証)
を持参・提示してください。**

R8. 7～

保険診療	医療保険給付		医療保険の自己負担	
	高額療養費	他公費	助成	一部負担金

1か月の自己負担限度額			
区分	負担割合	外来(個人ごとに計算) 医科・歯科・調剤等合計	外来+入院 (世帯上限額)
区分Ⅱ	2割	12,000円	35,400円
区分Ⅰ	2割	8,000円	15,000円

- * 区分Ⅰとは、市民税非課税世帯で、本人の年金収入826,500円以下かつ所得なしで世帯全員が所得なし
- * 区分Ⅱとは、市民税非課税世帯で、本人の年金収入と他の所得の合計額が826,500円以下かつ要介護2以上
- * 県外の医療機関で医療の給付を受けられる場合は、高齢期移行受給者証は使用できませんが、申請をしていただくと、後ほどその金額を助成します。(領収書、振込先がわかるもの、他の公費負担医療の受給者証等が必要です。)
- * 同じ世帯に高齢期移行受給者が複数おられる場合は、それぞれの医療費を合算することができます。
- * 1か月の医療費が上記限度額を超えた分があるときは、領収書等の必要書類を添えて高齢期移行の高額医療費の申請をしてください。

《助成できないものは》

- ※保険のきかない医療や文書料などは助成できません。(入院時の差額ベッド代、食事代、薬の容器代、予防注射料、特定療養費、保険診療外の歯等の治療費、健康診断料、診断書料、証明書料など)
- ※先発医薬品を希望され、選定療養の対象となった場合は、後発医薬品との価格の差額の2分の1を、自己負担としてお支払いしていただく必要があります。福祉医療費助成制度の対象となりません。

《お医者さんにかかるときは》

- ・「受給者証」は「マイナ保険証または資格確認書」と一緒に病院等の窓口へ必ず提示してください。
- ・自立支援医療、指定難病などの他の公費負担医療制度の受給者証等をお持ちの場合は、併せて医療機関・薬局等の窓口で提示してください。

《有効期間は》

- ・「受給者証」の有効期間は原則として1年間で、毎年7月1日に更新を行います。
- ・引き続き資格のある方には、毎年6月末頃に新しい「受給者証」をお送りします。(ただし、前年中の所得が基準額を超える場合には資格はなくなります。)
- ・令和9年6月までに70歳になられる方は誕生日の前日の属する月の末日までです。

《窓口で現金を支払った場合及び高額医療費に該当する場合は》

医療機関で「受給者証」を提示すると、一部負担金以外の自己負担がないのが原則ですが、次の場合には窓口で現金をお支払いいただくことになっています。

その場合は申請していただきますと、後日、その金額から一部負担金を差し引いた金額を助成します。1か月の自己負担限度額を超えた場合は、その超えた金額を助成します。

★自己負担分だけを現金で支払ったとき★

- * 兵庫県外で受診したとき
- * 適用している制度の変更があったとき

★高額医療費に該当するとき★

- ※外来で自己負担限度額を超えたとき
- ※入院と外来で自己負担限度額を超えたとき

後日、①領収書、②マイナ保険証または資格確認書等、③受給者証、④振込先のわかるもの、⑤他の公費負担医療の受給者証等を持参の上、三木市役所3階保険年金課にて福祉医療費支給申請の手続きをしてください。

★全額を現金で支払ったとき★

- * 健康保険法等の規定で、現金払いとなっているとき
コルセット、生血代等(医師が必要と認めたもの)
- * やむを得ない事情でマイナ保険証または資格確認書を提示せずに受診したとき

まず、保険者(各種健康保険組合等)へ療養費の支給申請を行い、保険給付額の支給を受けてから、保険者発行の「療養費支給決定通知書」を添えて手続きをください。

(注) 領収書は氏名・対象月・保険点数・領収金額・医療機関名の明確なものが必要です。(医療機関の領収書がなかったり、レシートの場合は市役所に領収書(様式)の用紙がありますので、それにより医療機関の証明を受けてください。)
また、領収書は一つの医療機関につき、1か月分ずつをまとめてご持参ください。

《こんなときは、届け出を》

- ①住所や氏名が変わったとき
- ②健康保険が変わったとき
- ③「受給者証」を紛失したとき
- ④交通事故などの第三者の加害行為のため受給者証を使って治療を受けようとするとき

《届け出に必要なもの》

- ・高齢期移行受給者証
- ・マイナ保険証または資格確認書等
- ・交通事故証明書(交通事故のとき)

《こんなときは「受給者証」の返却を》

- ①他の市町村へ転出するとき
- ②健康保険の資格がなくなったとき
- ③生活保護を受けたとき
- ④死亡したとき
- ⑤受給資格がなくなったとき

《ご注意ください》

高齢期移行助成の受給資格がなくなってから「受給者証」の返却がないまま医療機関で受診されたり、偽りや不正行為によってこの医療費の支給を受けた場合には、助成した医療費を返還していただきます。



【問い合わせ先】

三木市 保険年金課 後期高齢者・福祉医療係(市役所3階12番窓口)
TEL 0794-82-2000



← ホームページはこちらから

